令和07年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：沼田市

1．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	88.6　%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	104.5　%
全職員	74.1　%

2．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	100.2　%
本庁課長相当職	97.1　%
本庁課長補佐相当職	98.6　%
本庁係長相当職	95.7　%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
36年以上	93.7　%
31～35年	92　%
26～30年	96　%
21～25年	90.4　%
16～20年	91.5　%
11～15年	97.1　%
6～10年	94.1　%
1～5年	91.2　%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】
　扶養手当及び住居手当について、世帯主又は住居契約者となっている男性に対し支給している場合が多く、扶養手当受給者全体に占める男性の割合は80．3%、住居手当受給者全体に占める男性の割合は66．7%である。併せて、世帯主であること及び扶養親族があることを加算要件とする寒冷地手当については、加算受給者に占める男性の割合が77．3%である。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】
　相対的に給与水準の低い会計年度任用職員について、75．9%を女性が占めているため、全職員で比較した場合に男女の給与の差が大きくなっている。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。